

## 選挙管理委員会会議録

1 会議名	令和3年第9回長岡市選挙管理委員会
2 開催日時	令和3年9月1日（水曜日） 午前9時から午前10時15分まで
3 開催場所	さいわいプラザ5階 選挙管理委員会事務局
4 出席者	(委員) 鷺尾 純一 委員長 高橋 恵子 委員長職務代理者 小方 久男 委員 入沢 與吉 委員 (事務局) 武事務局長 綿貫次長 安達庶務担当係長 小林選挙担当係長
5 欠席者	なし
6 会議に付した事項	(1) 報告 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る市区町村選管 書記長会議（リモート配信で参加） ・夏休み投票体験 ・成人式の配布資料の中で選挙啓発冊子を紹介 (2) 協議 ・議案への個人情報の掲載内容について 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事項（3件） ・基本的事項について ・投・開票関係のプレス対応について ・期日前投票所レイアウト（案）について (3) 議案 第20号 在外選挙人名簿への登録の移転について 第21号 選挙人名簿の抹消について 第22号 選挙人名簿の登録について

	<p>第23号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の選定及び名簿調製について</p> <p>衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る議案（第24号～第33号）</p> <p>第24号 開票管理者の選任について</p> <p>第25号 開票管理者職務代理者の選任について</p> <p>第26号 期日前投票所を設ける場所等について</p> <p>第27号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について</p> <p>第28号 期日前投票所における投票の順序について</p> <p>第29号 不在者投票を記載する場所等について</p> <p>第30号 投票所における投票の順序について</p> <p>第31号 ポスター掲示場の設置について</p> <p>第32号 投票所入場券の様式について</p> <p>第33号 選挙公報及び審査公報の新聞折込について</p>
7 会議結果の概要	<p>議案第20号から第33号まで</p> <p>原案のとおり決定</p>
8 会議の経過	
<p>委員長</p> <p>事務局長</p> <p>委員長</p> <p>選挙担当係長、事務局長、庶務担当係長</p> <p>委員長</p> <p>選挙担当係長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>選挙担当係長</p>	<p>ただいまから、令和3年第9回長岡市選挙管理委員会を開催する。報告事項の説明を求める。</p> <p>報告事項を説明</p> <p>協議事項の説明を求める。</p> <p>協議事項を説明</p> <p>議案第20号在外選挙人名簿への登録の移転についてを議題とする。説明を求める。</p> <p>議案第20号を説明</p> <p>質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第20号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第20号は、原案のとおり決した。</p> <p>議案第21号選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を求める。</p> <p>議案第21号を説明</p>

委員長	質疑、意見はないか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第21号について、原案のとおり決することに異議ないか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第21号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第22号選挙人名簿の登録についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第22号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第22号について、原案のとおり決することに異議ないか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第22号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第23号裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の選定及び名簿調製についてを議題とする。説明を求める。
庶務担当係長	議案第23号を説明
委員長	候補者予定者に選ばれたことを該当者に通知をするのか。 該当者に通知はしない。候補者予定者名簿を地方裁判所及び検察審査会に提出し、地方裁判所及び検察審査会が候補者を決定し、該当者にお知らせすることになる。
庶務担当係長	議案第23号について、原案のとおり決することに異議ないか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第23号は、原案のとおり決した。
委員長	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る議案(第24号から第33号)
委員長	議案第24号開票管理者の選任についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第24号については、地方自治法第189条第2項の規定により、鷲尾委員長が関係する議案となることから、議長を高橋委員長職務代理からお願いする。なお、鷲尾委員長は、通常、除斥により退席となるが、選挙に係る定例議案であるので、他の委員の了承により、審議に加わらず同席のままで審議を進めてよいか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
選挙担当係長	了承されたので、高橋委員長職務代理に議長をお願いする。
職務代理	説明を求める。
選挙担当係長	議案第24号を説明
職務代理	質疑、意見はないか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

職務代理	議案第24号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
職務代理	議案第24号は、原案のとおり決した。
選挙担当係長	議案第24号の審議が終了したので、議長を鷲尾委員長にお願いする。
委員長	議案第25号開票管理者職務代理者の選任についてを議案とする。
選挙担当係長	この議案第25号についても、地方自治法第189条第2項の規定により、高橋委員長職務代理が関係する議案となることから、高橋委員長職務代理は、通常、除斥により退席となるが、選挙に係る定例議案であるので、他の委員の了承により、審議に加わらず同席のまま審議を進めてよいか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
選挙担当係長	了承されたので審議を進める。
委員長	説明を求める。
選挙担当係長	議案第25号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第25号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第25号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第26号期日前投票所を設ける場所等についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第26号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第26号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第26号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第27号在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第27号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第27号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第27号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第28号期日前投票所における投票の順序についてを議題とす

選挙担当係長	る。説明を求める。
委員長	議案第28号を説明
	質疑、意見はないか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第28号について、原案のとおり決することに異議ないか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第28号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第29号不在者投票を記載する場所等についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第29号を説明
委員長	質疑、意見はないか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第29号について、原案のとおり決することに異議ないか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第29号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第30号投票所における投票の順序についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第30号を説明
委員長	質疑、意見はないか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第30号について、原案のとおり決することに異議ないか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第30号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第31号ポスター掲示場の設置についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第31号を説明
委員長	質疑、意見はないか。
委員	ポスター掲示場数は面積と選挙人の数をもとに決定されるのか。
選挙担当係長	設置基準数は面積と選挙人の数を基に算定されるが、投票区の実情によって増減することもある。
委員長	議案第31号について、原案のとおり決することに異議ないか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第31号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第32号投票所入場券の様式についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第32号を説明

委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第32号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第32号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第33号選挙公報及び審査公報の新聞折込についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第33号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第33号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第33号は、原案のとおり決した。
委員長	これにて、令和3年第9回長岡市選挙管理委員会を閉会する。  長岡市選挙管理委員会規程第11条第2項の規定により、ここに署名する。  委員長 _____